

令和6年度第2回東松島市「空き店舗等活用支援補助金」のご案内

東松島市では、市内の空き店舗等の利用を促進し、市内の産業の活性化及び振興を図ることを目的として、空き店舗等で事業を行おうとする方に対し、その経費の一部を補助します。

募集期間：令和6年10月1日（火）から令和6年11月22日（金）まで

※予算上限に達した場合、以降の募集は締め切らせていただきます。

補助対象経費	補助事業期間	補助率	補助限度額
取得費	事業を開始した日から1年以内	2分の1 以内	60万円 ※1,000円未満 切り捨て
改装費			
賃借料	事業を開始した日から2年以内		

1 対象となる事業者（下記全てに該当する事業者）

- (1) 空き店舗等 ※1 を活用して事業を営む予定の者 ※2
- (2) 暴力団関係者に該当しておらず、かつ、それらと関係を有していない者
- (3) 市町村の市税等を滞納していない者
- (4) 空き店舗等の所有者ではない者
- (5) 空き店舗等の所有者の同一世帯に属し、生計を一にする者並びに所有者の2親等以内の血族及び姻族に該当しない者

※ 1 空き店舗等

① 過去に商業活動に供していた市内の建物であって、事業を開始する時点において営利目的として利用されていない店舗（大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナント型店舗物件でないもの）

② 東松島市空き家バンク登録台帳に登録されている物件

※ 2 事業を営む予定の者

① 市内で新たに創業又は第二創業をする個人又は中小企業者等

② 既に事業を営んでいる個人又は中小企業者等

③ 創業支援団体

（注）

・①から③のいずれも申請時に事業を営んでいないことが要件となります

ただし、補助金申請年度又は前年度から空き店舗等で事業を開始した者は、本補助金に応募することができます。

・①に該当する者は、「特定創業支援等事業（※3）による支援を受けたことの証明書」の交付を受けた者に限ります。

・②に該当する者は、現に事業で使用している建物も引き続き利用する者に限ります。

・③の創業支援団体等は、市内において創業者を支援した実績のある団体等をいいます。

※ 3 特定創業支援等事業

本市で実施する特定創業支援等事業は、下記のセミナーとなります。

・創業チャレンジセミナー（東松島市商工会主催）

・創業開成塾（石巻産業創造㈱主催）

2 対象事業（下記全てに該当する事業）

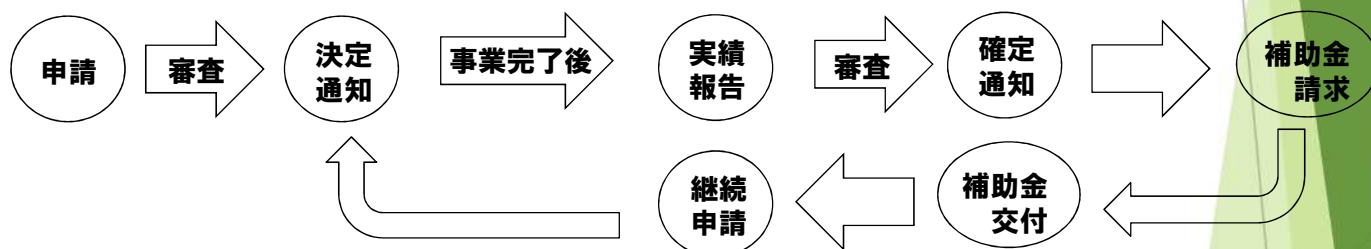
- (1) 宮城県信用保証協会による信用保証の対象となる業種を営む事業であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可を要する事業でないこと。
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

（提出書類は裏面をご覧ください）

3 提出書類

区 分	添付書類
☐ 共通書類	(1) 補助金交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 空き店舗等であることが確認できる書類 (例:過去に商業活動をしていたことがわかる写真等) (5) 空き店舗等の位置図及び図面 (6) 補助対象経費が確認できる書類(見積書、契約書等) (7) 住所を有する市区町村の市税等完納を証明する書類 (8) 暴力団員等の所属に関する宣誓及び調査同意書
☐ 創業等をしようとする者	(1) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し (2) 既創業者等は、次に掲げる書類 個人:開業届の写し 法人:登記事項証明書、定款又は規約
☐ 既に事業を営んでいる者	個人:直近の確定申告書の写し 法人:直近の確定申告書の写し、登記事項証明書、定款又は規約
☐ 創業支援団体等	(1) 事業実態が確認できる書類 (団体規約、会員名簿、総会資料等) (2) 過去に市内において創業者を支援した活動実績が分かる書類

4 申請の流れ



5 申請方法等

※複数年度にわたる場合

- ・ 申請書は、東松島市のホームページからダウンロードしてください。
(市役所商工観光課の窓口でも配布しております)
- ・ 申請書を提出する前に必ず商工観光課へご相談ください。手続きの説明と事前のヒアリングを行います。
- ・ 制度の詳細につきましては下記までお問い合わせください。

<申請書提出先>

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前5
 東松島市商工観光課「商工振興・企業誘致係」宛
 ☎0225-82-1111(内線5151)